

国「子ども・子育て会議(第7回)」(10月3日)の開催について

◇ 子ども・子育て会議(第7回)が、10月3日開催されました。当日の傍聴概要についてご参考までご紹介します。

議事内容 (1)保育の必要性の認定について (2)確認制度について (3)その他

＜ポイント＞

- 保育の必要性の認定事由、優先利用については概ね事務局案了解。保育士等の子どもを優先利用の対象にすることについて概ね賛成。
- 保育短時間の下限について、保育長時間、短時間の線引きについて等いくつか年末に向けた議論が必要になっている。障害児の受け入れについて多角的な観点から継続した議論が必要。

※以下敬称略

- ・岡田広 内閣府副大臣より「一昨日、安倍総理より法律どおり来年4月より8%に引き上げることを表明した。消費税により安定した財源を確保し、少子化対策、待機児童対策を含む社会保障の充実・維持・強化をする方針を示された。政府としては、子ども・子育て支援新制度の本格施行に向けて取り組みをさらに加速してまいりたいと考える。委員の皆様には今後なお一層のご支援、ご協力をお願いします。」との挨拶がなされました。
- ・無藤会長より電子システム関連については、本日なるべくとりまとめていきたいと思うのでご協力をお願いしたい旨触れられ、協議に入りました。

(1) 保育の必要性の認定について

- ・資料1「保育の必要性の認定について」(平成25年10月3日)説明が行われました。主に下記のような論点と対応案が提示されました。:以下の枠内は、同資料1の抜粋、引用部分。

1. 「事由」について

保育の必要性の認定に係る「事由」について(全体像)(これまでの御議論を踏まえた整理案)

[新制度における「保育の必要性」の事由(案)]

○以下のいずれかの事由に該当すること

※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能

①就労

- ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応(一時預かりで対応可能な極めて短時間の就労は除く)
- ・居宅内の労働(自営業、在宅勤務等)を含む。

②妊娠、出産

③保護者の疾病、障害

④同居又は長期入院等している親族の介護・看護

- ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護

⑤災害復旧

⑥求職活動

- ・起業準備を含む

⑦就学

- ・職業訓練校等における職業訓練を含む

⑧虐待やDVのおそれがあること

⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

*下線は新たに追加された内容

[就労以外の事由]

＜論点1＞求職活動(現行は通知により「保育に欠ける」旨を明示)及び就学等、その他市町村が定める事由を法令上、明記するか。

[対応方針]

- 各市町村における取扱いの平準化や広域利用時の対応を考慮して、これらの事由については、なるべく明記することとし、特に、「求職活動」、「就学」についても明記する。
- 「同居親族の介護」には、上記のご意見にあるようなケース(兄弟姉妹が小児慢性疾患や障害を抱え、常時、看護・介護を必要とするようなケース)についても対応していくこととする。
- インターンについては、その具体的な態様・期間などの状況に応じて、「就労」、「求職活動」等に該当するものとして認定を行う、又は、一時預かり事業により対応する、といった柔軟な対応をとることとしてはどうか。

→また、ボランティアについては、その具体的な態様・期間などの状況に応じて、一時預かり事業で対応する、又は、「災害復旧」や「その他上記に類する状態として市町村が認める場合」に該当するものとして認定を行う、といった柔軟な対応をとることとしてはどうか。

＜論点2＞「虐待のおそれのあるケース」や「要支援家庭であるケース」についても、事由として追加するか。

＞「児童虐待のおそれのあるケース」「DV(配偶者に対する暴力)のおそれのあるケース」といった児童を取り巻く環境等に着目し、保育の必要性が認められるケースについても、事由として追加する。

＞満3歳未満の障害児については、「就労」「求職」等の事由により、保育の必要性の認定を受けた子どもに対する保育所、地域型保育事業等による保育の提供体制の確保を進める。また、満3歳以上の障害児については、同じく保育の必要性の認定を受けた子ども又は教育標準時間認定を受けた子どもに対する認定こども園、幼稚園、保育所等による教育・保育の提供体制の確保を進める。

(留意事項)

- ・「虐待のおそれ」のような、日中、子どもが家庭にいることが適当でないようなケースと「障害児」のケースとの事情の違い
- ・子ども・子育て支援制度と障害児支援施策との役割分担
- ・保育所と障害児通所施設・事業の職員・設備・運営等に関する基準の違い

＜論点3＞その他の事由として、明記すべきものがあるか。

【対応方針(案)】

＞現行制度における取扱いを踏まえ、保護者が育児休業を取得することになった場合、休業開始前に既に保育所に入所していた子どもについては、保護者の希望や地域における保育の実情を踏まえた上で、①次年度に小学校入学を控えるなど、子どもの発達上環境の変化に留意する必要がある場合 ②保護者の健康状態やその子どもの発達上環境の変化が好ましくないと考えられる場合 など市町村が児童福祉の観点から必要と認めるときは、継続入所を可能とすることとしてはどうか。

＞また、育児休業取得前に保育所等を利用しているケースで、上記に該当しないため、一旦保育所を退所し、育児休業からの復帰に伴い、再度保育所等を利用することを希望する場合は、優先利用の枠組みの中で対応することとしてはどうか。

2. 「区分」、「保育必要量」について

＜論点①＞「長時間」「短時間」の区分をどのように線引きしていくか。

【対応方針】

＞これまで、保育認定に関する区分として記載していた「長時間(利用)」、「短時間(利用)」については、それぞれ「保育標準時間(利用)」、「保育短時間(利用)」とした上で、教育標準時間認定(標準時間(利用))を「教育標準時間(利用)」とする。

＞両親ともにフルタイムで就労する場合、またはそれに近い場合は、「保育標準利用」とすることを基本とする。

＞「保育標準時間利用」の場合、保育の利用に当たっては、現行の保育所の開所時間(11時間)を利用可能な時間帯として、概ね保障していくことを基本とする。※具体的な保育必要量については、公定価格の議論と並行して検討

＞就労以外の事由についても、例えば、親族の介護・看護においても、付き添いに必要な時間が人によって異なることから保育標準時間、保育短時間の区分を設けることを基本としてはどうか。

＞ただし、「妊娠、出産」、「災害復旧」、「虐待やDVのおそれがあること」のような事由については、特段、保育標準時間と保育短時間の区分を設けず、利用者負担も一律とすることとしてはどうか。

3. 「優先利用」について

【対応方針(案)】

- ① ひとり親家庭
- ② 生活保護世帯(就労による自立支援につながる場合等)
- ③ 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
- ④ 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
- ⑤ 子どもが障害を有する場合
- ⑥ 育児休業明け

例) ・育児休業取得前に特定教育・保育施設等を利用しており、施設等の利用を再度希望する場合

・育児休業取得前に認可外保育施設等を利用しており、特定教育・保育施設、地域型保育事業の利用を希望する場合

・1歳時点まで育児休業を取得しており、復帰する場合

⑦ 兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所等の利用を希望する場合

⑧ 小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童

※連携施設に関する経過措置

⑨ その他市町村が定める事由

※このほか、選考の際に、各世帯の経済状況(所得等)を考慮することも考えられる。

:但し上記の事項については、「適用される子ども・保護者、状況、体制等が異なることが想定されるため、運用面の詳細を含め、実施主体である市町村において、それぞれ検討・運用。」とした対応方針案が前回から追加されました。

:また当日は、とくに論点として「保育の量的拡大を支える保育士の人材確保の観点から、保育の利用を希望する保育士等の子どもの取扱いについて、どのように考えるか」について、意見が求められました。

4. 認定方法その他について

【対応方針(案)】

＞法律上は、市町村からの認定を受けた後で施設へ利用申込みすることが想定されているが、市町村及び利用者の事務負担軽減や現行の園児募集との整合性の観点から、教育標準時間認定のみを希望する場合には、現行の幼稚園就園奨励費の事務を参考に、保護者が入園予定の施設(幼稚園、認定こども園)を通じて、市町村に認定申請を行い、支給認定証の交付を受ける仕

組みを基本としてはどうか。

- ※ 入園予定の施設の内定が得られず利用施設を探す場合や、年度途中で転入し入園予定の施設がすぐに決まらない場合などは、法律の想定どおりに保護者が市町村に直接認定申請を行うことも考えられる。
- 施設への願書提出時点では入園予定の施設が特定されないため、入園内定がとれた時点以降に、入園予定の施設を通じて上記の手続を行うこととしてはどうか。
- 利用契約(内定、契約の締結など)、認定のそれぞれの時期や、施設経由の申請の法的位置付けなどについて、さらに検討が必要。
- ※ 所得情報の取扱いについては、確認制度の運営基準において検討。

当連盟の橘原委員から下記について述べられました。

(橘原委員) 育児休業取得の際に、一般的に入所児の保育所退所が求められる状況があるが、第二子、第三子の出産の妨げに繋がるとした声が、保育所利用の保護者からも多く寄せられることも事実である。平成 29 年度から出生数は減少傾向になると指摘されている中で、「育休による出生の不安」をこうした点からも取り除くことが最も求められている。ただ現在、待機児童の多い地域においては、課題も多いことは承知の上で申し上げたい。また、保育の利用を希望する保育士等の子どもの取扱いについて、優先利用の検討をすることについては、保育士の人材確保の視点からもぜひお願いしたい。

＜ 委員の主な意見概要 ＞

(保育の必要性の認定について)

- 保育の必要性の認定についての 10 項目の事由については、そろそろ各自治体が準備をしていく中で本日確定として頂きたい。
- 優先利用については、保育の量的な拡大を支える人材確保ということだけではなく、量的な確保と共に質的な向上のために、長期的に保育士の仕事に従事できる働きやすい環境を確保していくことが必要であり、幼稚園、認定こども園の保育従事者も含めて優先枠をお考え頂きたい。また、生活保護だけでなく低所得者への配慮も必要。
- 就労以外の事由については、就職活動やボランティアを盛り込んでいくことは賛成。優先利用については、低所得者への配慮についてしっかりと担保できるようにして頂きたい。
- 認定について、就労以外の事由について若年層のインターン就労やボランティア等を該当させることについては賛成。

(優先利用に保育士の子どもを対象とすることについて)

- 優先利用認定について、保育士の人材確保の視点から保育の利用を希望する保育士などの子どもの取扱いについて受け入れていくことも重要な視点だが、できれば事例として提示をしながら進めていくことが良いのではないかと。
- 優先利用の「保育士の人材確保の視点から保育の利用を希望する保育士などの子どもの取扱いについて」は、未満児の受け入れが増えるのではないかと考えた際に、現在でも保育士不足の中で、当分はこの点について明記をしていくことが必要ではないかと。
- 保育士の人材確保の点からの優先利用については、明記をしていくことも一つ。ただ、既にこうした事例として保育士自身が仕事を辞めて子育てをしなければならない状況はすでに起きている。緊急の対策として、こうしたことを保育士の人材の重要性に対する社会的なアピールの意味も含めて提示していくことが必要。
- 保育士等の人材確保のための視点からの優先利用については柔軟な対応も必要。
- 保育士の優先利用の観点は基本的には賛成。障害児や社会的養護の領域の保育士についても、保育士に類似の仕事をしている人についても対象にしていく必要がある。

(障害児等の受け入れについて)

- 障害児を受け入れるための財政的基盤等が必要であるので国や自治体の援助が必要。
- 障害児の受け入れについて、支援制度と障害児支援施策との役割分担や優先利用の考え方に基づいて、今後深い議論が必要。
- 就労以外の理由における障害児の受け入れについては、児童一般施策における受入れを一步進める上でも明記をして頂きたい。その他市町村が認める場合としてぜひ通知等で提示して頂きたい。今後、障害者総合支援法の趣旨に沿って、児童一般施策においてできる限り障害児の地域生活支援を図っていくために併行通所も認めるようにして頂きたい。障害を持つ子どもも新制度の教育・保育を併行して利用できるしくみを考えることや、障害児の保護者の仕事、社会参加ができる施策の推

進を図って頂きたい。また、障害児施策の財源について、保育については一般財源化、放課後児童クラブについては特別会計、特別支援教育については教育関係の一般会計になっており、今後財源統合に向けた検討をお願いしたい。公定価格の中で、障害や虐待やアレルギー等の子どもたちに対しては基準の単価をアップする等必要。保育サービスを受けられないでいる在宅の重度の障害児や難病児等に対して訪問保育の施策も考えて頂きたい。新制度の舞台の検討については、他の障害児の舞台では放課後等デイサービスの施策が広がっている中で、放課後児童クラブや放課後子ども教室での障害児受入れが少なくなるようなことのないように全体を通して、子どもの最善の利益を確保する視点の上で配慮して頂きたい。

- 障害児等特別な支援を必要とする子どもの受け入れについては内容についても質の高い受入れができることが必要。
- 親が申請をすることを前提とした認定制度になっている中で、長期のネグレクト等の状態になっている養育環境の子ども等、市町村が発見して配慮していく等の観点も必要。

(1号認定子どもの認定方法について)

- 今回整理して頂いた資料は概ね評価できる。認定期間の有効期間について、満3歳未満から満3歳以上への保育認定の「切替は職権変更」になっているが、支援法では「職権で変更できる」という規定であったと思う。例えば3号認定子どもから2号認定子どもへの切替は認定証明書の返納など手続きが煩雑となることも考えられるので市町村の判断に委ねて良いのではないか。変更は1号認定への切替に限るべきである。
- 新制度における1号認定子どもの簡素な利用手続きについては、一度出費がある手続きは負担になるのでできれば一時的な出費のないしくみにして頂きたい。
- 1号認定の方法については、幼稚園の認定期間と年明けの保育園の認定期間のずれ等課題になっていると考えるのでスムーズにいくことが必要。
- 保育の必要性の認定の授与について、一時預かり事業等短い期間についても利用できるように、公的な保障と共にお願いしたい。1号認定の認定方法について、認定より先に内定をもらうフローには、実際には2号認定の子どもであるケース等疑問もある。認定より先に内定をもらう手続きについては慎重に検討する必要がある。
- 教育標準時間の認定については、手続きの簡素化、事務負担の軽減を図っていただきたい。
- 保育の必要性の認定を緩やかにすることは構わないが、幼稚園で行われている保育について、とくに預かり保育については、公平な支給がなされるべき。
- 保育時間に関わらず幼稚園の利用を希望する場合に対して給付の公平性をお願いしたい。

(認定証の記載内容について)

- 認定証の記載事項において、利用者負担額は個人情報の視点から慎重に考える必要があり、所得に応じることから年により変動することも想定されるため記載事項に該当させることは避ける必要がある。
- 認定証の記載内容について、1、2、3号認定だけか、区分も記載される場合はどのように記載されるのか。

(保育標準時間・保育短時間について)

- 資料の「現行制度と新制度における「保育標準時間」及び「保育短時間」の比較イメージ」において現行制度の「※A時間以上」とは現行で定められている保育時間の8時間以上のことか。その上で新制度の「※保育短時間 A時間以上 B時間未満/月」とは8時間以上11時間未満と理解してよろしいか。「C円」とは今現在の負担をしている額と理解をしてよいのか。

(事務局説明概要)

- ・ 新制度により幼稚園を利用している子どもが退所しなければならないようにはしないことは当然のことと考える。今後、部会での公定価格の議論でもあるが共働き世帯であっても幼稚園の利用希望の場合等について特例給付のあり方等検討していく必要がある。
- ・ 職権変更とは申請者からの申請を待たずとも市町村の方で自動的に認定替えを行うことができるということであるが、利用者負担や公定価格の中での施設への支払い等併せて整理をしていく必要がある。
- ・ A、B、Cについては具体的な時間まで明示をしていないが、現行では一定時間のみについて保育に欠けるとしているのに対して、新制度では標準時間、またそれに満たない部分については短時間と

いう二区分という考え方を提示している。C 区分についても、概ね現行制度の負担額を参考にして今まで検討頂いている中で、短時間についてはそれに対して一定程度の負担額をしていくという考え方を示したもの。

- ・産後うつ等のケース等親から申請がなされない場合についても市町村の方から措置制度ということで今回の新制度では創設されているので、そうした対応が必要になるのではないかと考える。
- ・一時預かりについては、地域子ども・子育て支援事業の検討の中で一層、利用しやすいものにしていくための議論が、今後部会で求められる。
- ・認定証記載事項についてはまだ細かくは設定していないが、どういった認定をうけるかは所得に応じて、保育標準時間、短時間に応じて異なるので、何らかの形でわかるように記載をしていく必要がある。(無藤会長コメント概要) 認定事由、保育標準時間、短時間の二区分にすること、優先利用については概ね事務局の提示した内容について概ね了解されたと思われる。しかし、保育短時間の下限について、保育長時間、短時間の線引きについて等いくつか年末に向けた議論が必要になっている。障害児の受け入れについても多角的な観点から議論も必要。保育士等の優先利用については概ね賛成ということであるが、当分の間必要な市町村の中で必要と判断される場合に該当するということであると思うが、明確にそうした点が配慮されるようにしていく必要がある。

(2) 確認制度について (定員の考え方を中心に)

- ・資料2「確認制度について (定員の考え方を中心に)」の説明が行われ協議が続けられた。

< 委員の主な意見概要 >

- 情報公表について、利用者にとってクオリティを高める点からバリアフリーの環境や広い意味での環境、職業倫理等についても検討頂きたい。
- 予防接種等の情報についても必要。事故隠しについてどのように担保していくかの検討も必要。
- 情報公開については会計監査についての事項を設ける必要がある。
- 情報公表の項目に重大な事故についての記載は、不適切な事業者の参入を阻むことも必要。事前規制から事後規制に変わっていく制度の中で、子どもの中については、事後規制の観点から必要。ただし、どのような事故であり、分析の上どのように改善されたのか等自治体が主体になり記載していくことが必要。
- 自治体としては重大な事故が起きた際に原因究明とともに改善内容やその実態に即して公表していくことが重要。
- 重大な事故については情報公表の項目に挙げる必要がある。また情報化の現代において、更新は一年ごとにせざるを得ないのではないか。
- 定員超過の場合について、2、3号認定定員については施設の中での弾力運営は必要。
- 利用定員を超えないことは基本的に大事。最低数との関係では、20人以下の幼稚園が1,000園ありその8割が公立という現状で、できるだけ多様な子どもたちに公費を投入することは必要なので、常に利用定員はないということではなく長期的な視点で考えていく必要がある。国際標準から常勤、非常勤ということで良いのではないか。

(事務局説明概要)事故隠しをした場合については、仮に報告義務を怠った場合は支援制度の給付の対象外になることもあり得ると考える。

(無藤会長コメント概要)利用定員と情報公表については概ね事務局案を整理して頂いて再度提示をしていくことになると考える。

(3) その他

- ・事務局より資料3「次世代育成支援対策推進法の延長等の検討について」の説明が行われた。次回日程については改めてご報告。部会については10月18日(金)に予定をしている旨事務局より説明がなされた。

以上

* 今後メールのみの全私保連ニュース配信を希望する園は下記までその旨を書いてメール送信して下さい。FAXを停止しメール送信に切り替えます。FAX:03-3865-3879 E-mail: ans@zenshihoren.or.jp